



2024年には、CALL4掲載の13件のケースで17件の判決が言い渡され、うち11件が勝訴となりました。

2024.01 ● ジャーナリストに渡航の自由を！訴訟 一審判決

勝訴！

2024年の前半は勝訴判決が相次ぎました。パスポートの発給を拒否された安田純平さんが、処分の取り消しと国家賠償を求めた「ジャーナリストに渡航の自由を！訴訟」では、全面的な渡航制約を違法とし、発給拒否処分を取り消す勝訴判決が東京地裁で言い渡されました。



2024.03 ● 「同性パートナーにも犯罪被害の遺族給付金を」訴訟 最高裁判決

勝訴！

3月26日には、「同性パートナーにも犯罪被害の遺族給付金を」訴訟について、最高裁判決が言い渡されました。同性パートナーであっても「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に当たる場合があるとして、原告を敗訴させていた控訴審判決を破棄するものでした。



2024.04 ● クルド難民収容者暴行被害国賠訴訟 控訴審判決

勝訴！

4月と5月には、外国人の方に対する入管の違法行為を認める高裁判決が相次ぎました。「クルド難民収容者暴行被害国賠訴訟」では、入管の責任を認めた一審判決が東京高裁でも維持されました。原告の控訴は棄却されていますが、裁判所からは、不当行為を行った警備官に違法行為を行った自覚がないことや、責任者も違法と評価していないことなどからすると、十分な再発防止策が講じられたかにつき疑問があると指摘されています。現在上告により最高裁に係属中です。



2024.05 ● カメルーン人男性死亡事件国賠訴訟 控訴審判決

勝訴！

5月には「カメルーン人男性死亡事件国賠訴訟」の控訴審判決が東京高裁で言い渡されました。救急搬送をする義務違反が入管にあったことを認めた一審の判断が維持されました。もっとも、死亡との直接の因果関係は引き続き認めず、「死亡したときに生存していた相当程度の可能性」が侵害されたことによる慰謝料として150万円の認容に留まりました。この事件も現在上告により最高裁に係属しています。



2024.05 ● 「人種差別を許さない」訴訟

～警察官による母子の不当聴取と個人情報の漏洩～ 一審判決

残念な判決となったのが「人種差別を許さない」訴訟です。警察官によって外国人差別などが窺われる対応をされた上、ヘイトスピーチを繰り返す自称被害者に対し不当に個人情報を流出させられた事案ですが、東京地裁は警察官が臨場直後に外国人に差別的な言動をすることは不自然であるとか、個人情報の流出には本人の同意があったなどとして、原告の請求を全て棄却しました。原告は控訴しており、高裁判決による是正が望まれます。

2024.07 ● 優生保護法に奪われた人生を取り戻す裁判 最高裁判決

勝訴！

2024年も最高裁大法廷で法令違憲判決が言い渡されました。いわゆる旧優生保護法違憲判決です。戦後13件目となり、CALL4掲載のケースでは3年連続となりました。もっぱら優生上の見地から特定の障害等を有する者が不良であるという評価を前提とする法律の目的自体が、立法当時から明らかに正当とはいえないとしており、立法目的自体を違憲とした初めての判決でした。



2024.07 ● 日本の「黙秘権」を問う訴訟 ～56時間にわたる侮辱的な取調べは違法～ 一審判決

勝訴！

憲法38条1項は「何人も自己に不利益な供述を強要されない」と定めています。けれども捜査実務では、被疑者・被告人が黙秘権を行使しますと述べても、延々と取り調べが続けられます。これは「不利益な供述」の強要ではないのか。このような取り調べを受けなければならないとすると、黙秘権の意義はどこにあるのか。原告の江口さんはこの問題を裁判所に投げかけました。一審判決は、不当な取り調べであったことは認めて国家賠償を認めましたが、56時間の取り調べそのものが違法だったわけではないとしました。戦いは控訴審に移行しています。



2024.09 ● 公安警察による市民運動の監視を許さない。市民の「もの言う」自由を守るための訴訟 控訴審判決

勝訴！

野放図な公安警察の捜査活動の歯止めにつながる事が期待される、画期的な判決が言い渡されたのが、大垣事件の控訴審判決です。近くに風力発電所が建設されるかもしれないと聞いて勉強会を開いただけの住民の監視を警察が始める、しかも集めた個人情報を電力会社にも伝える、このような捜査は違法ではないかと争われました。一審では電力会社に伝えたことだけが違法とされ、監視自体は適法とされていましたが、控訴審では、もし特定の市民グループを狙い撃ちにして監視するなら警察がその必要性などを主張しなければならない、というある意味当然の枠組みを設けて、監視自体が違法としました。



2024.09 ● 家事労働者にも労災認定を！訴訟 控訴審判決

勝訴！

労基法は家事労働者には適用されないと定めています(116条2項)。この訴訟の原告の妻は家事代行や訪問介護の仕事をしていました。寝たきりの高齢者の自宅で寝泊まりし、過労死基準を上回る長時間労働の結果、急性心筋梗塞で亡くなりました。けれどもこの条文のせいで労災がおりませんでした。遺族の夫がこの不当性を争って提訴しましたが、一審は請求を退けました。9月の控訴審判決では、家事労働者には当たらないとして逆転勝訴となりました。ただ、この条文自体が違憲無効であるとは認められていません。現在、この訴訟をきっかけとして国会で見直しの議論がされています。



2024.09 ● 羽田空港新ルート設定の取消訴訟 一審判決

CALL4正式リリース直後から掲載していた羽田新ルート事件は、残念な判決となりました。4年以上にわたる審理の決着は、却下判決でした。そもそも訴訟を提起する条件を満たさないため、新ルートが住民の生命や財産を脅かすかどうかという中身の判断をせず、訴訟を終結させる、というものです。原告らは控訴しており、控訴審での審理が注目されます。

2024.10 ● 「鳥は空に魚は水に人は社会に」訴訟 一審判決

精神病棟の長期入院の是非を問うこの訴訟も、4年近くにわたる審理の末に敗訴判決となりました。原告の伊藤さんは40年にわたり入院していました。この入院の当初の手続きや必要性、そもそもこのような法律を改廃しなかったことの違法性などが争われていましたが、いずれも認められませんでした。精神疾患患者の入院については様々な訴訟で争われていますが、裁判所はカルテなどの記載を根拠に、入院の必要性があったと淡々と認めることがほとんどです。本来はその必要性を厳格に審査するべきかどうかといった判断枠組みが検証されるべきです。控訴審の審理に期待します。

2024.10 ● 本人の意思を無視して日本国籍を一方的にはく奪する「国籍法11条1項は違憲」訴訟 一審&控訴審判決

国籍の付与のルールは国により様々で、グローバル化に伴い2つ以上の国籍を付与される人は少なくありません。しかし日本は他国の国籍を取得すると自動的に日本国籍を剥奪します。この訴訟ではその違憲性が争われていましたが、福岡の控訴審、東京の一審ともに請求は棄却されました。グローバル化に合わせた最高裁の判断が期待されます。

2024.3&10&12 ● 結婚の自由をすべての人に訴訟(同性婚訴訟) 一審&控訴審判決

勝訴！

3月の札幌高裁判決を皮切りに、控訴審判決が出始めています。10月30日には東京高裁(一次訴訟)で、12月13日には福岡高裁で、現状の婚姻制度を違憲とする判決が言い渡されました。婚姻の意義や憲法の条文の解釈など、これまでの各判決の論理を引き継ぎながらブラッシュアップしたものとなっています。また今後3月に名古屋高裁と大阪高裁で判決が予定されています。いよいよ来年は最高裁での判決が言い渡されるかもしれません。

